

社会福祉法人黎明会 黎明会給食センター 給食業務委託業者の選定にかかる 公募型プロポーザル方式の入札実施について

社会福祉法人黎明会では黎明会給食センター給食業務の委託期間が令和2年11月末で7年を経過するため、競争入札を行う必要があるが、この実施にあたっては職員確保等の面を考慮し、4ヵ月延長して令和3年4月1日から受託する業者を公募致します。

1. 件名 社会福祉法人黎明会 黎明会給食センター給食業務委託

2. 所在地 東京都小平市小川町1丁目485番地

3. 受託者の手続き

社会福祉法人黎明会が設置する医療施設・介護施設・福祉施設の利用者及び外来レストランを利用する一般利用者への食事提供については、利用者の日々の生活の楽しみに対応した食事提供のノウハウを有する業者であって、かつ適正な委託料を提示した業者の中から選定する。

4. 業務概要

(1) 業務内容

詳細は別紙仕様書のとおりとする。

(2) 委託契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日の1年間とし、特段問題がなければ仕様書と同一内容にて1年間の自動更新とし、以後も同様とする。なお解約の場合には、期間満了の3カ月前までに協議の上、文書で通知するものとする。

5. 公募資格

本件の公募に参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしているものであること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規程に該当していないこと

(2) 東京都内に契約締結権限がある本店、支店又は営業所があること

(3) 経営不振の状態（会社更生法第17条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りとなったとき等）にないこと

(4) 次のアからカのいずれにも該当しない者であること

ア：役員又は契約を締結する事務所の代表が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）」第2条第6号に規定する者であると認められる者

イ：暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者と認められる者

ウ：役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ：役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与、又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ：役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者

カ：次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の施行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
- (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人として使用した者

(5) 法令の規定に基づく給食提供に関する必要な許可、認可、登録、免許を受けていること。

(6) 消費税及び地方消費税等各種税金の滞納実績がないこと。

(7) 日本国内において定員合計700名以上の複合型施設等の給食業務を現に受託していること。

(8) 過去3年以内(令和2年10月末現在)に、関東圏内の受託先において食中毒等の衛生事故による営業上の行政処分を受けたことがないこと。

(9) 次の給食事業者を配置できること。

受託業務責任者

① 次の条件を全て満たす業務責任者を専任で1人配置し、当法人の承認を得ること。

また、業務責任者が不在のときは、その職務を代行する者を定めるとともに、複数の疾病を持つ患者及び利用者の食事について、何時でも対応できる体制を確保すること。

ア 病院及び高齢者介護施設、障害者支援施設等の2種類以上の施設について受託業務責任者として勤務した経験を有すること。

イ 管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有すること。

ウ 「患者給食受託責任者資格認定講習」や「給食サービス管理士」等の給食を管理する資格の認定を受けていること。

エ 病院給食及び高齢者介護施設、障害者支援施設等の給食業務経験10年以上を有すること。

オ 業務責任者においては、第2種衛生管理者の資格を保有していること。

(10) 本委託契約とは別に、当法人内の売店運營業務委託業務についても実施すること。

6. 給食業務委託業者の選定にかかる公募型プロポーザル方式入札への応募手続き

(1) 入札参加申込書の提出

前項の公募資格を満たし、当該公募に参加する業者は入札参加申込書を以下により提出することとする。

① 受付期間 令和2年11月20日(金)～11月30日(月) 17:00まで

- ② 提出書類
- ・入札参加申込書
 - ・受託先一覧(定員数含む)
 - ・登記事項証明書
 - ・直近3年分の国税及び地方税の納税証明書
 - ・受託業務責任者の要件を証する書類
 - ・法令の規定に基づく給食提供に関する必要な許可証等

③ 提出方法 郵送またはメールとする。

- ④ 提出先 〒187-0032
東京都小平市小川町1丁目485番地
社会福祉法人黎明会 法人本部 松本
TEL 042-346-6611
FAX 042-345-5975
メール matsumoto@reimeikai.or.jp

⑤ 提出書類の取扱い

- ・ 提出されたすべての企画提案書等の書類等は返却しない。
- ・ 提出されたすべての企画提案書等の書類は、本公募の目的以外は使用しない。

(2) 関係書類等に関する質問の受付について

- ① 受付期間 令和2年11月20日(金)～11月30日(月)
- ② 質問方法 メールまたはFAXにて送付すること。
※様式自由とする。
※質問書は任意とする。
- ③ 提出先 前項と同じ

(3) 企画提案書等の提出

当該公募に参加する業者は、当法人での給食業務提供について、以下の①～③に基づき企画提案書を提出すること。

① 企画提案書の内容

(ア) 会社概要

(イ) 業務運営に関すること

- ・ 患者及び利用者に対する給食についての基本的な考え方と各施設との連携について
- ・ 職員及び一般利用者のレストラン運営についての基本的な考え方について
- ・ 調理業務実施体制(人員確保等)や職員研修について
(業務のタイムスケジュール・勤務表等)
- ・ 安全衛生管理に関する具体的な考え方について
- ・ 災害発生時等における危機管理に対する具体的な考え方について
※ 災害時3日間の献立を添付

(ウ) 給食調理業務運用の実施方法について

- ・ 材料調達方法と食材の安全確保について
※ 具体的な食事提供方法等の提案資料を添付
- ・ 利用者の満足度を高めるための具体的な取り組みについて(行事食等)
※ 1ヵ月分の参考献立(案)を添付
- ・ 個別対応について(患者、利用者の食欲不振時の対応、治療食の対応、食物アレルギーや禁止食についての考え方と対応)
※ 取組み事例等の資料を添付

(エ) 留意事項

- ・ 企画提案書はA4判・横書き・左綴じの印刷物とする。
- ・ 企画書は1社につき1提案とする。

② 公募型プロポーザル方式による入札見積書

- ・ 見積書及び見積書に添付する明細書については、応募業者の任意様式とする。

③ 企画提案書等の提出時期と提出先

(ア) 受付期間 令和2年12月1日(火)～12月11日(金) 17:00まで

(イ) 提出方法 郵送またはメールとする。

(ウ) 提出先 〒187-0032

東京都小平市小川町1丁目485番地

社会福祉法人黎明会 法人本部 松本

メール matsumoto@reimeikai.or.jp

(エ) 提出書類の取扱い

- ・ 提出されたすべての企画提案書等の書類等は返却しない。
- ・ 提出されたすべての企画提案書等の書類は、本公募の目的以外は使用しない。

7. 選考方法

(1) 選考委員会

委託業者の選考は、社会福祉法人黎明会の役職員等で構成する選考委員会で行う。

(2) 選考基準と審査

企画提案書にかかるプレゼンテーションを実施し、選考委員会が定める「評価基準」に基づき評価する。選考委員会の評価の結果、最も優れた業者を契約候補者とする。

(3) 評価基準

評価にあたっては、「技術評価」、「衛生管理・危機管理」、「価格評価」に区分し、下表のとおり評価点を配分して合計100点とする。

評価区分	評価項目	主な評価内容	評価点
技術評価	統括的事項	会社概要, 経営方針, 取組み姿勢等	60点
	給食業務の委託実績	医療・福祉施設の委託実績	
	運用に関する提案内容	食事提供の対応, 食材調達についての考え方	
	患者・利用者等サービス	個別対応食の対応, 行事食等	
	職員教育等	教育方針(調理師・調理補助 等)・方法 現場支援方法の体制等	
	人員配置等	勤務表 タイムスケジュール等	
衛生管理・ 危機管理評価	衛生管理等	衛生管理体制や感染予防、 発生時の対応等	20点
	危機管理等	不測の事態の対応 備蓄食等	
価格評価	価格	見積金額	20点

(4) 業者選考結果の通知

業者選考の結果については、本件の公募に参加したすべての業者に対し、令和2年12月25日までに文書にて通知する。ただし、評価についての点数等は公開しないものとし、結果に対する異議は受け付けない。

8. その他

- (1) 提出する提案書類等の一切の費用は、各提案者の負担とする。
- (2) 提出した提案書類等の内容に虚偽、その他不適切な事項が発覚した場合は、直ちに失格とする。
- (3) 給食業務委託にかかる仕様については、別紙の給食業務委託仕様書によるものとする。

以上